

くらしの安心を守る施策を紹介します



おくやみ・終活あんしん窓口をオープンします

市は、市役所1階「おくやみコーナー」で、市内在住の方が亡くなった際のご遺族による市役所での手続きをお手伝いしています。これに終活相談を加えた「おくやみ・終活あんしん窓口」を新設します。終活相談は、「もしも」のときのためにどのように備えればよいかについて、行政書士に相談できます(予約制)。

- 場所** 市役所1階(部屋は予約時に案内)
- 申込方法** 4月1日(水)から電話でおくやみ・終活あんしん窓口☎(595)7031へ

終活相談

- 対象** 市内在住・在勤の20歳以上の方
- 日時** ▷毎週火曜日、午前9時～正午▷毎週金曜日、午後1時～4時(相談例)
▷遺言、相続▷持ち物整理、デジタルデータ整理▷認知症への備え
▷葬儀、お墓▷不動産整理

おくやみコーナー

親族が亡くなった場合の手続きと必要書類を事前に案内し、当日もお手伝いします。

- 対象** 市内在住で亡くなった方のご遺族
- 日時** ▷毎週月・水・木曜日、午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)▷毎週火曜日、午後1時～4時▷毎週金曜日、午前9時～正午



私に万が一のことがあったらどうしよう……

突然家族が亡くなって、市役所でどんな手続きをしたらよいか見当もつかない……



犯罪被害を受けた方を支援します

犯罪被害はいつ誰に起きるかわかりません。犯罪を原因とするけがや病気、経済的な被害などにより、今までの生活が一変してしまう場合もあります。また被害者本人に加え、その影響が家族に及ぶこともあります。

市は、犯罪被害に遭った方やその家族、遺族の困りごとや悩みに寄り添い相談を受けます。遺族弔慰金、重傷病支援金ほか新たな支援策*を開始します。

- 対象** ▷相談＝市内在住の方、または市内で発生した犯罪被害に遭った方▷支援策＝市内在住の犯罪被害に遭った方
- 場所** 市役所3階市民相談室
- 問い合わせ** 4月1日(水)から電話でくらし相談課犯罪被害者等支援窓口☎(595)6022

犯罪被害者等の方に特化した支援策

▷遺族弔慰金▷重傷病支援金▷SNS上の誹謗中傷による二次被害に対する弁護士費用▷転居費用▷カウンセリング費用▷家事、介護、保育費用



関係機関の支援策への案内

▷警察▷被害者支援都民センターほか

庁内の施策を活用

▷福祉関係▷子育て関係ほか

*新たな支援策の対象は、令和8年4月1日以降に発生した犯罪による被害です。支援には要件があります。まずご相談ください。

立川市公契約条例が始まります

立川市公契約条例が令和8年4月1日に施行となります。公契約条例は、市が発注する工事や委託業務等において、適正な賃金と働きやすい環境を守るためのルールです。労働環境の整備や公共事業の入札・契約等の適正化を目的としています。これにより公共工事や公共サービス

の品質確保等を行うことで、市民の皆さんへは公共的・社会的利益の創出を目指します。くわしくは市ホームページをご覧ください。

☎品質管理課・内線2449



心身に障害がある方へ タクシー、リフトタクシー、ガソリン共通助成券を交付

市は、心身に障害がある方を対象に、タクシー、リフトタクシー、ガソリンにかかる費用の一部を助成しています。令和8年度分(4月～令和9年3月分)の助成券を次のとおり交付します。申請は4月1日(水)から受け付けます。タクシー、リフトタクシーの利用時やガソリン給油時は、手帳原本の提示が必須です。また、原則として障害者本人が乗車していることも求められます。

- 対象** 身体障害者手帳1級・2級・3級の方(3級は下肢・体幹・内部障害のいずれかが単独の障害で3級である方が対象)と愛の手帳1度・2度の方。ただし、次に該当する方は除きます▷住民基本台帳上の世帯の令和7年度市民税所得割額が一番高い方の額が一定以上である(右表)▷介護保険施設または障害者(児)入所施設などに入所している▷市外のグループホームに入居している

- 助成額** 右表のとおり

- 交付に必要なもの** 身体障害者手帳か愛の手帳(コピー不可)。令和7年1月2日以降に転入した方は、前住所での令和7年度の住民税所得割額が分かる書類も必要です(令和6年1月～12月の収入などを基準とします。ただし、令和7年度の券を受け取った際に「個人番号に係る世帯調書兼同意書」を提出した方は、個人番号が変わっていなければ、市が税

情報を確認するので不要です)。代理人の場合は、手帳の原本、代理人の身分証明書が必要です。

- 交付日時・場所** ▷4月1日(水)～10日(金)〔4月4日(土)を除く。4月5日(日)は交付〕＝市役所1階101会議室▷4月13日(月)以降〔土・日曜日、祝日を除く〕＝障害福祉課(市役所1階1番窓口)、いずれも午前8時30分～午後5時

☎障害福祉課・内線1518

	住民基本台帳上の世帯の令和7年度市民税所得割額が一番高い方の額	助成額(1か月当たり)
身体障害者手帳1級・2級の方	100,600円以下	3,500円
	100,601円～268,200円	2,000円
愛の手帳1度・2度の方	268,201円以上	対象外
身体障害者手帳3級(下肢、体幹または内部障害)の方	36,100円以下	3,500円
	36,101円以上	対象外